

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年1月14日
発信課	旭川市保健所健康推進課
担当者	相原
連絡先	電話 0166-25-9848
	FAX 0166-26-7733
	E-mail t_aihara@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	平成31年4月1日 ~令和2年3月31日
発表項目 (行事名)	令和2年1月14日 平成31(令和元)年度 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を実施しています
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 現状 今年度の接種率は12.4%(11月末現在)となっておりかなり低く推移している。また、現時点では今年度対象者の方は、今後対象者にはならない予定なので今年度を過ぎてしまうと自費でしか受けることが出来ない。</p> <p>2 対象者 旭川市に住民登録されている方で、次の(1)、(2)のいずれかに該当し、接種を希望する方。ただし、過去に定期や任意による肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド)を接種したことがない初めての方 (1)平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に、65・70・75・80・85・90・95・100歳及び101歳以上となる方(対象の方には昨年4月末頃「お知らせハガキ」を送付。ただし、一部70歳以上で定期接種済みの方を除く。) (2)接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、これらのいずれかの障害として、障害等級1級相当の障害を有する方</p> <p>3 実施期間 平成31年4月1日(月曜日)から令和2年3月31日(火曜日)まで</p> <p>4 接種対象回数 実施期間中1回のみ</p> <p>5 接種料金 自己負担金2,700円(市民税非課税世帯員,生活保護受給世帯員は自己負担金免除)</p> <p>6 接種場所 市内約160か所の医療機関</p>
添付資料	有 ・ 無 「平成31年度 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種のお知らせ」(A4・1枚)
報道(取材)に当たってのお願い	例年に比べ接種率が低く推移しているので周知をお願いしたい。
備考	

平成31年度 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種のお知らせ

平成31年度以降の定期接種対象者は65歳のみでしたが、平成31年3月「予防接種法施行令の一部を改正する政令」が公布され、引き続き70歳以上でも対象となる方に接種機会が設けられました。



ご注意！

※年数にかかわらず、過去に定期や任意による肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド）を接種したことがある方の再接種は任意接種で全額自己負担となり、この定期接種の対象外です！（特に5年以内の再接種は副反応が強く高い頻度で出るとの報告があります。接種歴は必ず確認してください。）

定期接種対象者

※接種当日に旭川市に住民登録されている1または2に該当する方で、過去に定期や任意による肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド）を接種したことがない初めての方

- | | | | | | | |
|---|-----|-------------------|------|-------------------|--------|-------------|
| 1 | 65歳 | 昭和29.4.2～昭和30.4.1 | 85歳 | 昭和9.4.2～昭和10.4.1 | 101歳以上 | 大正8.4.1以前 |
| | 70歳 | 昭和24.4.2～昭和25.4.1 | 90歳 | 昭和4.4.2～昭和5.4.1 | | |
| | 75歳 | 昭和19.4.2～昭和20.4.1 | 95歳 | 大正13.4.2～大正14.4.1 | | 生まれの方が対象です！ |
| | 80歳 | 昭和14.4.2～昭和15.4.1 | 100歳 | 大正8.4.2～大正9.4.1 | | |



・4月下旬頃に「お知らせハガキ」を送ります（※一部70歳以上で定期接種済みの方を除く）。

- 2 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、これらのいずれかの障害を有する方（障害等級1級相当の方）



・「お知らせハガキ」は送られませんが対象となります。接種する医療機関にご相談下さい。

実施期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

接種場所

旭川市高齢者の肺炎球菌感染症予防接種実施医療機関（※実施医療機関は、送付の「お知らせハガキ」または各医療機関にご確認下さい。実施日時や予約の要・不要などについて、事前に各医療機関にお問い合わせ下さい。）

接種料金（自己負担金）

2,700円 ※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は免除になります（接種当日に、「接種料金（自己負担金）が免除になる証明」の提示が必要です。くわしくは送付の「お知らせハガキ」などをご確認下さい。後日の払い戻しはできませんので、ご注意下さい！）。

接種当日の持ち物

- ・「お知らせハガキ」（対象者1の方のみ）または身体障害者手帳（対象者2の方のみ）
 - ・健康保険証
 - ・接種料金（自己負担金）が免除になる方は「接種料金（自己負担金）が免除になる証明」
- （※今年転入の1の対象者で、「お知らせハガキ」が送られていない方、また、「自己負担金が免除になる証明」の申請のために、前住所地の「課税証明書」が必要な場合がありますので、下記へお問い合わせ下さい。）

問合せ先 旭川市保健所健康推進課保健予防係 電話 25-9848

※肺炎球菌ワクチンを接種した方は、本市「肺がん検診」を無料で受診できます。くわしくは、接種後に交付される接種済証をご覧ください。